

技術士ライフプラン研究会
技術コンサルタントセミナー



化学物質管理専門家への道

中井知章

技術士（機械、総合技術監理部門）

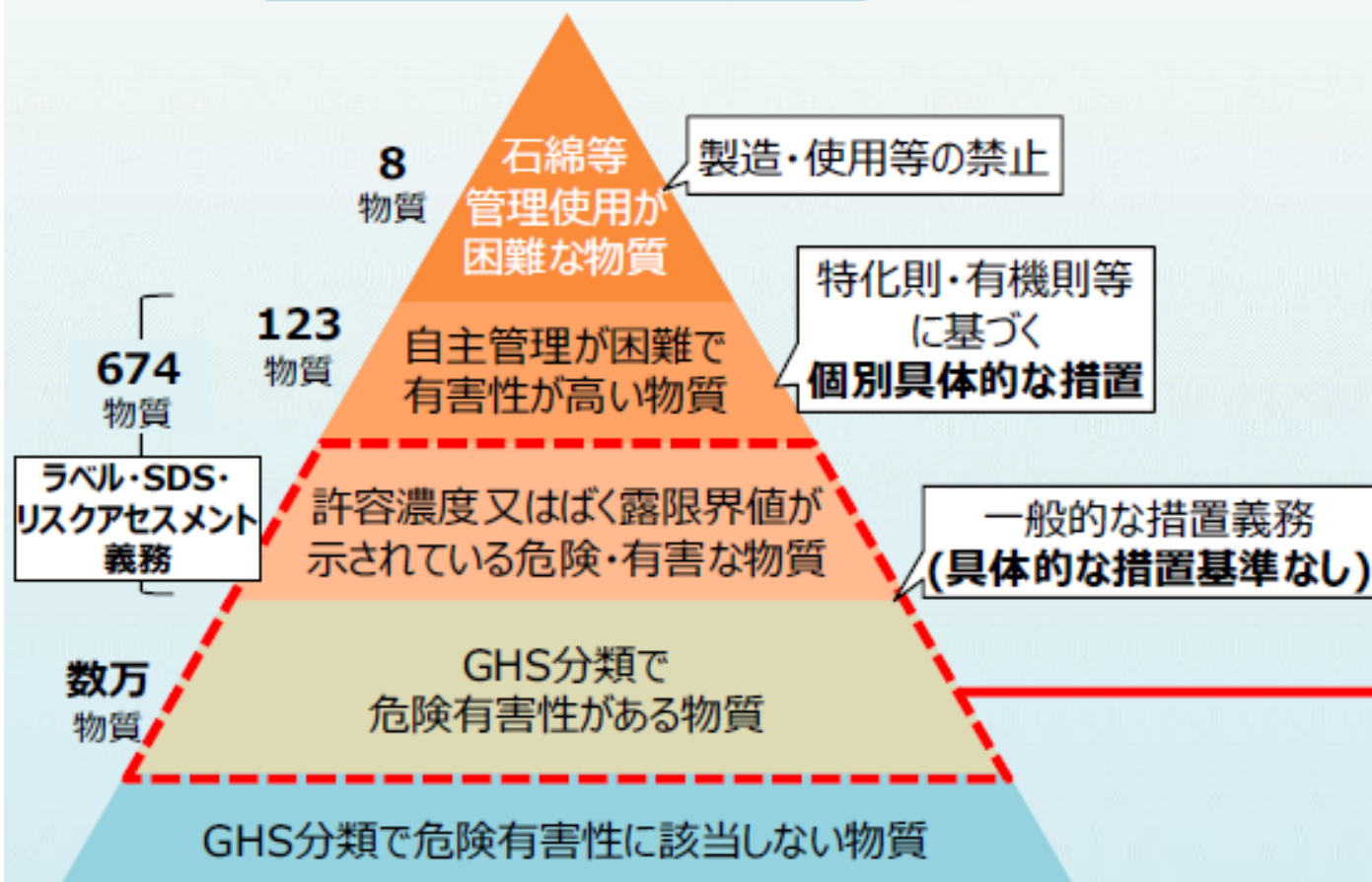
労働安全コンサルタント「機械」

労働衛生コンサルタント「労働衛生工学」

第一種作業環境測定士「第1類」

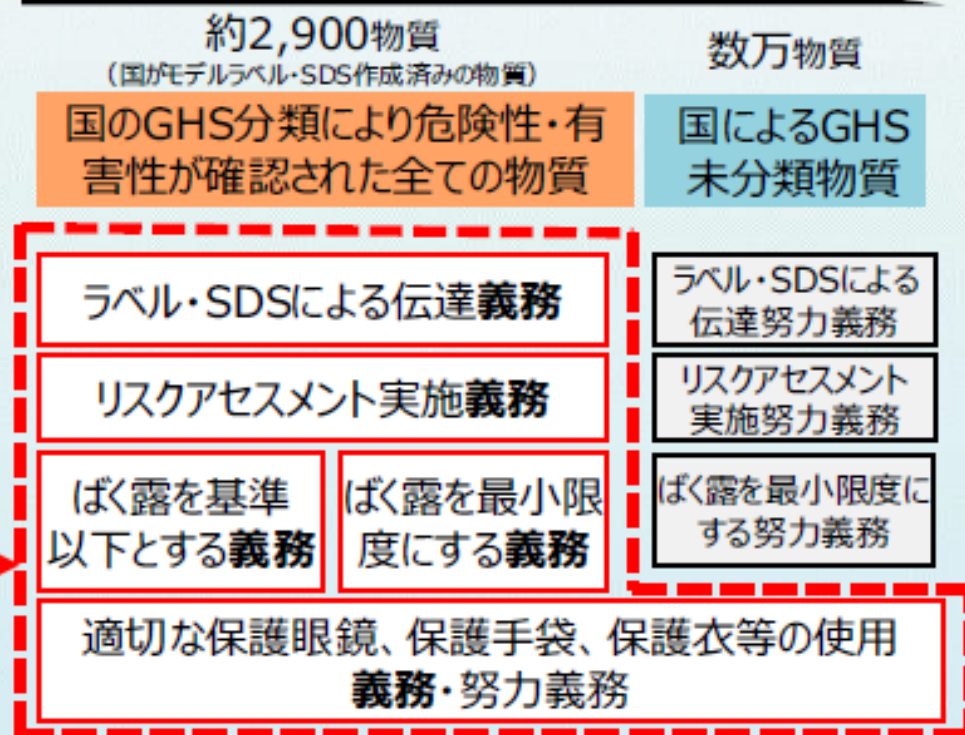
自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

化学物質管理専門家の活躍の場

①化学物質労働災害事業場への改善(安衛則第34条の2の10)

②管理水準良好事業場の特別規則適用除外のための管理または評価

(特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2)

化学物質管理専門家の活躍の場

③リスクアセスメントの実施に参画または助言

(リスクアセスメント指針)

→リスクアセスメントの実施に当たっては、必要に応じ、事業場内の**化学物質管理専門家や作業環境管理専門家**のほか、リスクアセスメント対象物に係る危険性及び有害性や、機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。

→上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、事業場内に**化学物質管理専門家や作業環境管理専門家**等がない場合は、外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

④有効な呼吸用保護具の選択にあたって、濃度基準値やばく露限界値に関する情報がない場合の相談相手

(呼吸用保護具の選択、使用等の通達)

4(1)呼吸用保護具の種類の選択→有害物質の濃度基準値やばく露限界に関する情報がない場合は、化学物質管理者、**化学物質管理専門家**をはじめ、労働衛生に関する専門家に相談し、適切な指定防護係数を有する呼吸用保護具を選択すること。

第14次労働災害防止計画(2023年4月～2028年3月)

重点事項ごとの具体的取組

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。

①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ 化学物質管理者講習（法定及び法定外のもの）のテキスト等の教材作成等による化学物質管理者等の育成支援を図る。

- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置や、濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの作成支援を行う。

- ・ 中小事業者向けに、業種別の特徴を捉えた化学物質管理に係る相談窓口の設置、訪問指導の実施、人材育成（講習会）の機会の提供等を行う。

- ・ 各都道府県の化学物質管理専門家リスト等の作成により、事業者における専門家へのアクセスの円滑化を図るとともに、化学物質管理に係る協議会を立ち上げる。

- ・ 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修及び周知等の事業場における化学物質管理の支援を行う。

化学物質管理専門家(令和5年4月1日施行)

(告示:令4.9.7厚生労働省告示第274号、第275号)

(通達:令4.9.7基発0907第1号、最終改正令5.7.14基発0714第8号)

【要件】

①**労働衛生コンサルタント**（試験の区分が**労働衛生工学**であるものに限る。）に係る「**5年以上**化学物質の管理に係る業務に従事した**経験**」又は「**5年以上**粉じんの管理に係る業務に従事した**経験**」については、**当該資格取得の前後を問わないこと。**

・「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)、労働安全コンサルタント(化学安全)、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

・「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

化学物質管理専門家の要件

【要件】

②**衛生工学衛生管理者**免許を受けた者で、**その後8年以上**安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した**経験**を有する者 ※総括安全衛生管理者の職務

③作業環境測定士の登録を受けた者(**作業環境測定士**)で、**その後6年以上**作業環境測定士としてその業務に従事した**経験**を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める**講習を修了**した者

化学物質管理専門家の要件

【要件】 ①～③までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

④**労働安全コンサルタント(化学)**の登録を受けた者であって、**その後5年以上**の化学物質に係る安衛法第81条第1項に定める業務に従事した**経験**を有する者

⑤一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」による**CIH労働衛生コンサルタント**の称号の使用を許可されている者

⑥公益財団法人日本作業環境測定協会の認定**オキュペイショナルハイジニスト**または国際オキュペイショナルハイジニスト協会の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニストもしくは**インダストリアルハイジニスト**の資格を有する者

⑦公益財団法人日本作業環境測定協会の**作業測定インストラクター**に認定されている者

⑧**衛生管理士**(労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)に合格した者に限る)に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の**業務**または化学物質の管理に係る業務を行った**経験**を有する者

⑨**産業医科大学産業保健学部産業衛生学科を卒業**し、産業医大認定ハイジニスト制度において**資格**を保持している者

化学物質管理専門家の登録

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会



一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

日本労働安全衛生コンサルタント会は、
労働者の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。



HOME

本会について

コンサルタントのご利用

入会案内

講習会・研修会

コンサルタント試験

刊行物

サイトマップ



新しい情報

コンサルタント会より最新情報をお伝えいたします

▶ 過去のお知らせ

受付中



研修会

2024年度労働安全・労働衛生コンサルタント登録時研修会のご案内

毎年大勢の方々にご参加いただいております標記研修会の申込を受け付けます。お申込みに際しましてはまず 研修会参加要領 をご覧いただきご理解の...

2024年07月10日

労働安全・労働衛生コンサルタント受験準備講習会/労働衛生工学基礎研修会開催のご案内
毎年大勢の方々にご参加いただいております標記講習会のご案内をいたします。お申込みに際しましてはまず講習会概要をご観いただきご理解の上お申し...

2024年04月19日

入会のご案内

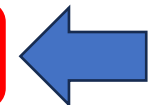
支部案内

会員専用ページ

化学物質管理専門家等資格確認名簿

エイジフレンドリー補助金
事務センター

荷役災害防止のための診断結果
～好事例と改善アドバイス～



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

化学物質管理専門家等資格確認名簿

労働安全衛生法に基づく、守秘義務等の責務を負う労働安全衛生コンサルタントであり、かつ、本会の会員である者で、化学物質管理専門家等に関する法定の資格要件を満たした者の名簿

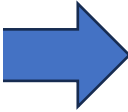
令和6年7月1日現在

登録

取消

申請書

化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家資格確認名簿



氏名	なかい ともあき 中井 知章	生年月日	昭 平 30年 1月 1日
住所	〒 300-1525 茨城県取手市桜が丘3-18-5 TEL 090-1841-6396 メールアドレス 10moaki.nakai1@jcom.home.ne.jp		
コンサルタント の登録	労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)	年月日	令和3年4月9日
生涯研修		年月日	
該当する資格 要件 (注) 参照	労働衛生コンサルタント(衛生工学)		
添付書類	① 労働安全・衛生コンサルタント実務経験及び化学物質管理に関する実務経験明細書 (様式第2号) 2 生涯研修制度の称号取得者である場合はこれを証する書類の写し ③ 会員証の写し 4 労働衛生工学、安全 (化学) 又はCIH以外の資格で申請する場合にはこれを証する書類 (任意)		

(注)該当する資格要件の欄には、労働衛生コンサルタント (衛生工学)、労働安全コンサルタント (化学) 又は CIH 称号取得のいずれかを記入ください。それ以外の場合は、該当要件を詳細に記入ください。

永瀬 浩一	東京	衛生工学	080-2056-7930 b460014@kmf.biglobe.ne.jp
田中 通洋	東京	衛生工学・安全(化学)	080-5458-3835 mitch_107@ab.auone-net.jp
高橋 明彦	東京	衛生工学・安全(化学)	03-3430-0512 080-8747-0276 yff12559@nifty.com
中井 知章	東京	衛生工学	090-1841-6396 10moaki.nakai1@jcom.home.ne.jp
岡田 賢造	東京	衛生工学	048-607-1332 okada-ken@jcom.home.ne.jp
中原 浩彦	東京	衛生工学・安全(化学)	03-5787-8630 hirohiko.nakahara@naosh3776.onmicrosoft.com
山口 忠重	東京	安全(化学)	03-5493-8578 tad.yamaguchi@deluxe.ocn.ne.jp
松本 和美	東京	衛生工学	090-1441-8941 kazumi@matsumoto-osh-office.com
橋本 晴男	東京	衛生工学・安全(化学)	080-5480-0591 bridgebase@m7.dion.ne.jp
山室 栄三	東京	衛生工学	090-3803-9606 yama-yamaei@f03.itscom.net
松本 和彦	東京	衛生工学・CIH	090-2320-0222 kazuhiko@matsumoto-osh-office.com
河合 弘憲	東京	衛生工学	03-3818-7133 (090-5370-9875) kawai02@teral.co.jp

化学物質管理専門家の登録

公益社団法人 日本作業環境測定協会



作業環境測定士の品位の保持ならびに作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進捗改善に資することを目的として設立された公益社団法人です。

会員専用サイト

会長挨拶

HOME

講習等

図書・
分析試料の販売

入会案内

粉じん計の校正

総合精度
管理事業

石綿分析技術
評価事業

作業環境測定士登録講習

お申し込み受付中

講習会の予約

▶ 各種講習会・受講案内一覧

▶ 各種講習会カレンダー

インフォメーション

トピックス：化学物質の自律的管理に関する情報 >

[濃度基準値設定物質の分析が可能な測定機関一覧](#) [New 2024・06・20]

化学物質管理・作業環境
管理 専門家名簿一覧

濃度基準値設定物質の分
析が可能な測定機関一覧

スキルアップ
(自己研さん)

作業環境測定インストラ
クター

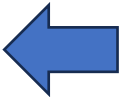
化学物質管理専門家 名簿一覧

本名簿は、厚生労働省からの協力依頼を受けて日本作業環境測定協会（日測協）が作成しているものです。
この名簿に氏名等を掲載できる方（本人の了解を得た場合のみ）は、次の要件を満たしている場合に限りま

- 1. 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト
- 2. 作業環境測定インストラクターのうち、日測協が定める講習を修了した者
- 3. 作業環境測定士の業務経験が6年以上の者で、厚生労働省労働基準局長が定めた33時間の講習（[同講習の例](#)）を修了した者

化学物質管理専門家名簿 >

[化学物質管理専門家名簿](#) [553KB]  [New 2024・06・18]



化学物質管理専門家名簿 名簿登載申請

[化学物質管理専門家名簿名簿登載申請案内](#) [248KB] 

[化学物質管理専門家名簿登載申請書](#) [236KB] 

[化学物質管理専門家名簿登載申請書（Excel版）](#) [21KB] 



濃度基準値設定物質の分析が可能な測定機関一覧



スキルアップ
（自己研さん）



作業環境測定インストラクター



支部・分会研修会等



オキュペイショナルハイジニスト



図書・分析試料の販売



作業環境測定とは



作業環境測定を依頼したいとき



作業環境測定・評価推進運動



日本作業環境測定協会学術大会



ダウンロード



メールマガジン



よくあるご質問

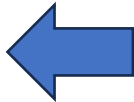
作業環境管理専門家 名簿一覧

本名簿は、厚生労働省からの協力依頼を受けて日本作業環境測定協会（日測協）が作成しているものです。
この名簿に氏名等を掲載できる方（本人の了解を得た場合のみ）は、次の要件を満たしている場合に限りです。

1. 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト
2. 作業環境測定インストラクターのうち、日測協が定める講習を修了した者
3. 作業環境測定士
 - ・ 作業環境測定士の業務経験が4年以上の者で、日測協が受講することが必要と定めるすべての講習を修了した者
 - ・ 作業環境測定士の業務経験が6年以上の者で、[作業環境管理専門家養成講習](#)を修了した者

作業環境管理専門家名簿 >

[作業環境管理専門家名簿](#) [\[681KB\]](#)  [\[New 2024・06・18\]](#)



作業環境管理専門家名簿 名簿登録申請

[作業環境管理専門家名簿登録申請案内](#) [\[244KB\]](#) 

[作業環境管理専門家名簿登録申請書](#) [\[223KB\]](#) 

[作業環境管理専門家名簿登録申請書（Excel版）](#) [\[22KB\]](#) 

 [化学物質管理・作業環境
管理 専門家名簿一覧](#)

 [濃度基準値設定物質の分
析が可能な測定機関一覧](#)

 [スキルアップ
（自己研さん）](#)

 [作業環境測定インストラ
クター](#)

 [支部・分会研修会等](#)

 [オキュペイショナルハイ
ジニスト](#)

 [図書・分析試料の販売](#)

 [作業環境測定とは](#)

 [作業環境測定を依頼した
いとき](#)

 [作業環境測定・評価推進
運動](#)

 [日本作業環境測定協会学
術大会](#)

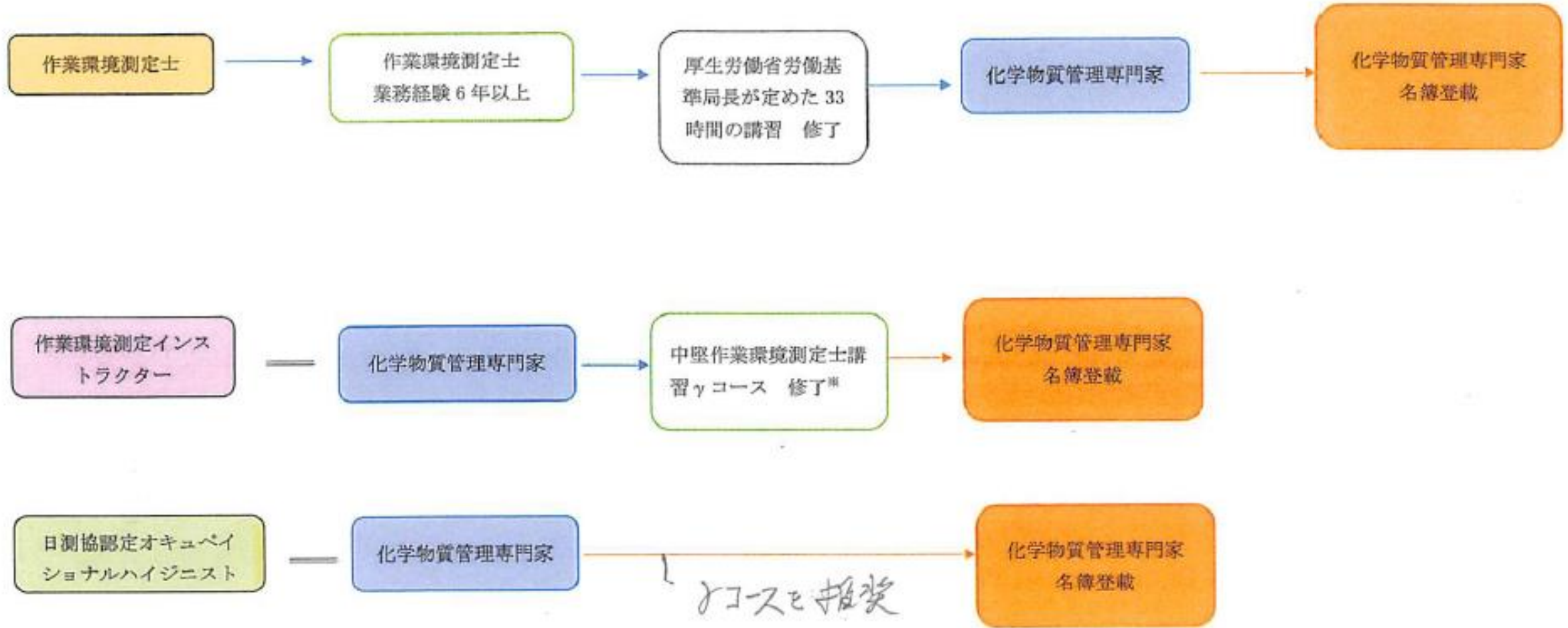
 [ダウンロード](#)

 [メールマガジン](#)

 [よくあるご質問](#)

化学物質管理専門家の登録

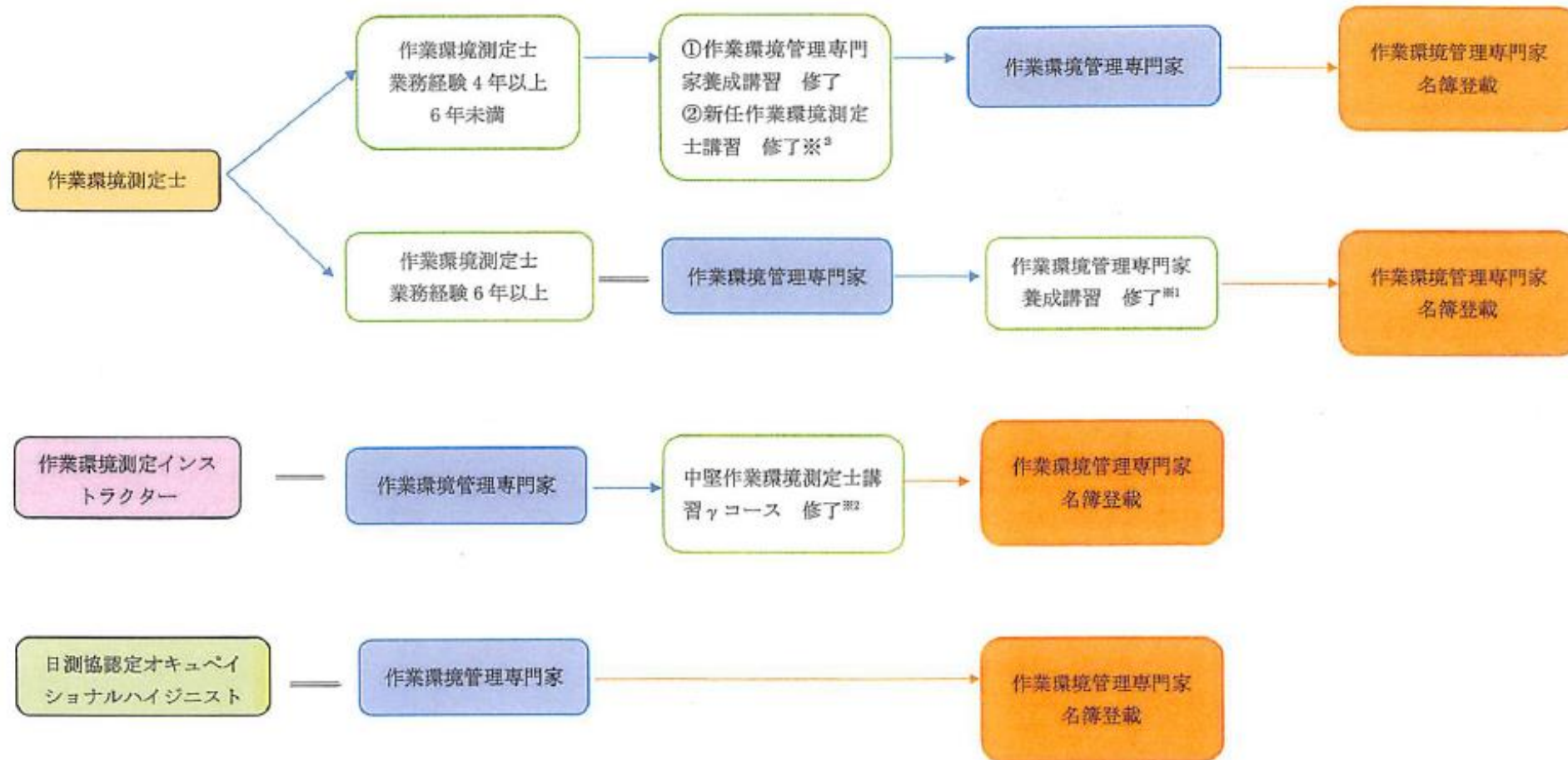
公益社団法人 日本作業環境測定協会



※ 名簿登載を希望する場合の要件

作業環境管理専門家の登録

公益社団法人 日本作業環境測定協会



※¹ 名簿登載を希望する場合の要件

※² 名簿登載を希望する場合の要件

※³ 日測協本部主催の講習に限る

化学物質管理専門家の法令上の役割

①化学物質労働災害事業場への改善の指示(安衛則第34条の2の

10)

労働基準監督署長は、化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれがある事業場の事業者に対し、当該事業場において**化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるとき**は、当該事業場における化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた事業者は、遅滞なく、事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「**化学物質管理専門家**」という。）から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい**改善措置に関する助言**を受けなければならない。

3 前項の確認及び助言を求められた**化学物質管理専門家**は、同項の事業者に対し、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認結果及び当該事業場が実施し得る望ましい**改善措置に関する助言について、速やかに、書面により通知**しなければならない。

4 事業者は、前項の通知を受けた後、一月以内に、当該通知の内容を踏まえた改善措置を実施するための計画を作成するとともに、当該計画作成後、速やかに、当該計画に従い必要な改善措置を実施しなければならない。

5 事業者は、前項の計画を作成後、遅滞なく、当該計画の内容について、第三項の通知及び前項の計画の写しを添えて、**改善計画報告書（様式第四号）**により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

6 事業者は、第四項の規定に基づき実施した改善措置の記録を作成し、当該記録について、第三項の通知及び第四項の計画とともに三年間保存しなければならない。

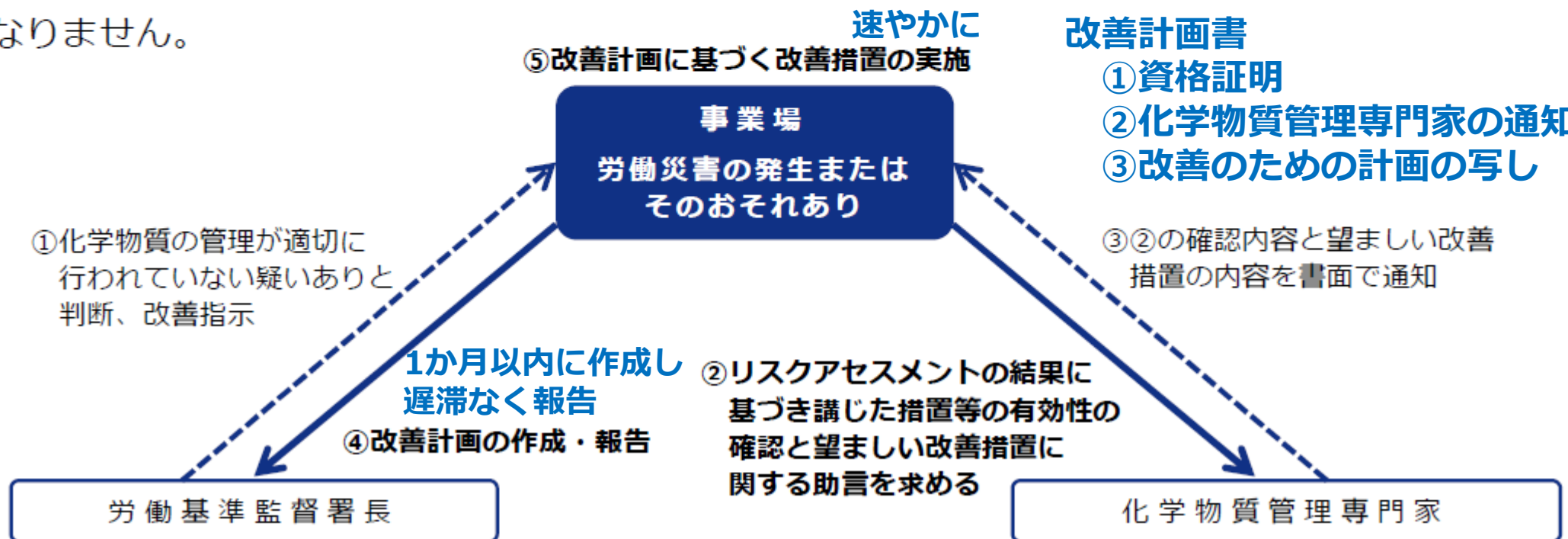
化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるとき

- ①化学物質等の「重篤な労働災害」又は「休業4日以上の複数の労働災害」が発生していること。
- ②第3管理区分が継続し、改善が見込まれないこと。
- ③個別規制物質に係る特殊健診の結果、同業種の平均よりも有所見率が相当程度高いこと。
- ④化学物質等に法令違反があり、改善が見込まれないこと。

①安衛則 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

2024(R6).4.1施行

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。



改善計画報告書

事業場の名称		
事業場の所在地	郵便番号（ ）	
	電話 （ ）	
所轄労働基準監督署長から改善指示を受けた日	年 月 日	
化学物質管理専門家から通知を受けた日	年 月 日	
改善計画の作成日	年 月 日	
通知を行つた化学物質 管理専門家	所属事業場名	
	氏 名	
備 考 欄		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

改善計画書に添付するもの

備考

- 1 通知を行つた化学物質管理専門家が、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを添付すること。 ①**資格証明書**
- 2 化学物質管理専門家が作成した労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 3 項に規定する確認結果及び改善措置に係る助言の通知の写しを添付すること。 ②**助言の通知の写し**
- 3 労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 4 項に規定する改善計画の写しを添付すること。

③**改善計画の写し**

助 言 書

年 月 日

事業場 代表者 殿

化学物質管理専門家名

令和〇年〇月〇日付け〇〇労働基準監督署長の指示に関して、化学物質の管理の状況についての確認結果及び事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言について、下記のとおり通知します。

記

1 意見・助言・指導を受託した化学物質管理専門家

氏名	
所属	
所属先の所在地・住所	
該当する要件	

2 意見・助言・指導を委託した事業所等

事業場名称	
所在地	
作業場名	

3 化学物質の管理の状況についての確認結果

- ① 化学物質管理者の選任（複数人選任の場合には職務分担も含めて）及び権限委譲の状況

＊選任要件（化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認める者、また製造事業場にあつては、専門的講習を受けた者）

- ② 事業場内で製造、あるいは取り扱っている全ての化学物質の把握状況
- ③ 特別則で規制されている化学物質の作業環境測定、又は個人ばく露測定の実施、並びに結果に基づく改善措置の実施状況
- ④ リスクアセスメント対象物の把握状況
- ⑤ リスクアセスメント対象物の SDS の入手状況、また製造事業場にあつては作成・交付しなければならないラベル・SDS の把握状況
- ⑥ SDS 中の「人体に及ぼす作用」の更新、変更に係わる定期的な確認状況

- ⑦ リスクアセスメントを行わなければならない作業場、また当該作業場の労働者の把握状況
- ⑧ 小分け容器も含めた、容器への表示状況
- ⑨ リスクアセスメントの方法、リスクアセスメントの実施体制
- ⑩ リスクアセスメント結果に基づき、リスク低減措置を図った作業場、並びに対象作業場毎のばく露防止対策の具体的内容、またリスク低減措置未実施、あるいは保留となっている作業場の状況
- ⑪ リスク低減措置として、労働者に保護具を使用させている場合の、保護具着用管理責任者の選任及び職務の遂行状況
- ⑫ リスクアセスメントに係る事項についての衛生委員会（あるいは労働者の意見を聴く機会）における審議状況
- ⑬ 労働者への化学物質に係る情報の周知（リスクアセスメント結果も含む。）、教育（労働災害発生時の対応も含む。）の実施状況
- ⑭ 化学物質に係る労働災害発生状況

4 リスクが高い作業場のリスク低減措置実施状況の確認結果

(1) ○作業場

① リスクアセスメントの対象等

名称	
CAS 登録番号	
国が定める濃度基準値	八時間濃度基準値: (ppm ・ mg/m ³) 短時間濃度基準値: (ppm ・ mg/m ³)
適用法令等	
リスクの種類	吸入ばく露 ・ 爆発/火災 ・ 皮膚障害・その他 ()
リスクの見積り方法	
リスク低減措置実施事項	

② 確認測定結果

対象者数	
測定方法	
基準値を超えるばく露 を受けた労働者数	
労働者への周知	年 月 日
判定 (リスク低減措置の要否)	要 ・ 不要

③ リスク低減措置の内容

実施されている措置の内容	
(図表・写真 等)	

5 事業場が実施し得る望ましい改善措置に係る助言

6. その他

化学物質管理専門家の法令上の役割

②管理水準良好事業場の特別規則の適用除外

(特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2)

(公布:2022.5.31、施行:2023.4.1)

特化則第2条の3

この省令（第二十二條(設備の改造等の作業(タンク等))、第二十二條の二(設備の改造等の作業(タンク等を除く))、第三十八條の八（特別有機溶剤等に係る措置）、第三十八條の十三第三項から第五項まで(三酸化アンチモン等に係る措置)、第三十八條の十四(燻製作業に係る措置)、第三十八條の二十第二項から第四項まで及び第七項、第六章並びに第七章の規定(RCF等に係る措置)を除く。)は、事業場が**次の各号**（令第二十二條第一項第三号の業務に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）**に該当すると**当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が**認定したときは**、第三十六條の二第一項に掲げる物（令別表第三第一号3、6又は7に掲げる物を除く。）を製造し、又は取り扱う作業又は業務（前条の規定により、この省令が適用されない業務を除く。）については、**適用しない**。

※**次の①～⑥のいずれかに該当した場合は適用しない**。

化学物質管理専門家の法令上の役割

②管理水準良好事業場の特別規則の適用除外

事業場が**次の各号に該当すると**当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が**認定したときは、適用しない。**

特化則第2条の3(適用除外)

一 事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「**化学物質管理専門家**」という。）であつて、当該事業場に**専属の者**が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 特定化学物質に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定する**リスクアセスメントの実施**に関すること。

ロ イの**リスクアセスメントの結果に基づく措置**その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

化学物質管理専門家の法令上の役割

事業場が**次の各号に該当すると**当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が**認定したときは、適用しない。**

特化則第2条の3

- 二 過去三年間に当該事業場において特定化学物質による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が**四日以上**の労働災害が発生していないこと。
- 三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て**第一管理区分**に区分されたこと。
- 四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第三十九条第一項の健康診断の結果、新たに特定化学物質による**異常所見**があると認められる労働者が発見されなかったこと。
- 五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、**化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）**による**評価**を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な**措置が適切に講じられていると認められる**こと。
- 六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に**違反**していないこと。

2 前項の認定を受けようとする事業場の事業者は、**特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書（様式第一号）**により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号までに該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。

4 認定は、**三年ごとにその更新**を受けなければ、その期間の経過によつて、その**効力を失う**。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

7 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その**認定を取り消す**ことができる。

一 認定に係る事業場が第一項各号に掲げる事項のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

三 特定化学物質に係る法第二十二条及び第五十七条の三第二項の措置が適切に講じられていないと認めるとき。

8 前三項の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間の当該事業場の作業場所に係る作業環境が第三十六条の二第一項の**第一管理区分に相当する水準にある**」とする。

②特別規則 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。

(18) 管理水準良好事業場の特別則適用除外（特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2） 令和5年4月1日施行

- 化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定**した事業場について、**特化則、有機則、鉛則、粉じん則**の個別規制の**適用を除外**し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができるとされました。（認定は規則ごと、3年ごとに必要。）

主な認定要件	①	事業場に 専属の化学物質管理専門家 が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。
	過去3年間について	② 各特別規則が適用される化学物質等による死亡または、休業4日以上の労働災害が発生していないこと。 ③ 各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第1管理区分であったこと。 ④ 各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められた労働者がいないこと。 ⑤ 外部の化学物質管理専門家による評価を1回以上受け、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。 ⑥ 事業者が安衛法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書（新規認定・更新）

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話 （ ）
申請に係る特定化学物質の名称	
申請に係る特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業又は業務に常時従事する労働者の人数	

年 月 日

事業者職氏名

都道府県労働局長 殿

備考

- 1 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 適用除外の新規認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。なお、更新の場合は、過去に適用除外の認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 4 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①事業場に配置されている化学物質管理専門家が、特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写し
 - ②上記①の者が当該事業場に専属であることを証する書面の写し（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）
 - ③特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第3号及び第4号に該当することを証する書面
 - ④特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第5号の化学物質管理専門家による評価結果を証する書面
- 5 4④の書面は、当該評価を実施した化学物質管理専門家が、特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを併せて添付すること。
- 6 4④の書面は、評価を実施した化学物質管理専門家が、当該事業場に所属しないことを証する書面の写し（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）を併せて添付すること。
- 7 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

専属の化学物質管理専門家の要件

①申請書備考4①に規定する書面より、申請事業場に専属の化学物質管理専門家が、専門家告示第274号、第275号に規定する要件を満たすこと。

②申請書備考4②に規定する書面(労働条件通知書、雇用保険適用証明書、雇入通知書又は所属事業者等が発行した人事異動等)の写しにより、事業場に専属であることを確認すること。これらの書面がない場合で、専属であることについての申立書が提出されている場合は、労働条件通知書等が添付できない理由が明記されていること。また、申立書は、申請事業者により作成されたものまたは申請事業者により記載事実に誤りがないことの証明を受けているものである必要があること。

非専属の化学物質管理専門家の要件

①申請書備考5に規定する書面より、申請事業場に属さない化学物質管理専門家が、専門家告示第274号、第275号に規定する要件を満たしていること。

②申請書備考6に規定する書面(労働条件通知書、雇用保険適用証明書、雇入通知書又は所属事業者等が発行した人事異動等)の写しにより、事業場に所属しないことを確認すること。これらの書面がない場合で、申請事業場に所属しないことについての申立書が提出されている場合は、申立書は、化学物質管理専門家が所属する事業者(個人事業者の場合は、化学物質管理専門家)により作成されたものまたは事業者により記載事実に誤りがないことの証明を受けているものである必要があること。

専属の化学物質管理専門家のリスクアセスメント実施に係る管理

①申請事業場において作成している**化学物質管理規程**に相当するものが定められており、**次に掲げる事項が規定されていること**。また、化学物質管理規程は、安全衛生委員会、安全委員会または衛生委員会において審議された上で決定されている必要があること。
なお、労働者数50人未満の事業場においては、これらの委員会を設置する義務はないが、安衛則第577条の2第10項に基づき労働者からの意見聴取を行う必要があること。

- ・化学物質による危険性または有害性の調査等に関する指針(平27公示第3号)および危険性または有害性の調査等に関する指針(平18指針公示第2号)によるリスクアセスメントの実施方法

- ・安衛則第34条の2の7第1項(リスクアセスメントの実施時期にリスクアセスメントを実施する)事項を**化学物質管理専門家**に管理させること。

- ・安衛則第12条の5第3項(選任)、第4項(権限の付与)、第5項(掲示等の周知)に定めるところにより、化学物質管理者を選任するとともに、同条第1項(表示・SDSの通知)・第2項(リスクアセスメントの実施)に定める事項を管理させること。

- ・安衛則第12条の6第2項(選任)、第3項(権限の付与)、第4項(掲示等の周知)に定めるところにより、保護具着用管理責任者を選任するとともに、同条第1項(3つの職務)に定める事項を管理させること。

専属の化学物質管理専門家のリスクアセスメント実施に係る管理

- ・ 安衛則第34条の2の7第1項およびリスクアセスメント指針等に規定する時期にリスクアセスメントを実施すること。
 - ・ 安衛則第34条の2の8第1項(リスクアセスメント対象物の名称、業務の内容、リスクアセスメントの結果、結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置の内容)に定めるところにより、リスクアセスメントの実施結果の記録を作成し、これを3年間保存するとともに、同条2項(各周知方法)に定める方法により関係労働者に周知すること。また記録の作成方法として、リスクアセスメント指針等の別紙4「記録の記載例」と同等以上の項目を含む記録の様式が定められていること。
 - ・ 製造又は取り扱うすべてのリスクアセスメント対象物(申請する法令対象のものに限る)のSDSを収集すること。
- ②**過去3年間**、リスクアセスメント指針等に基づくリスクアセスメントが適切に実施されていることを**書面および実地調査で確認**すること。

専属の化学物質管理専門家のリスクアセスメントの結果に基づく措置等

①申請事業場において作成している化学物質管理規程に相当するものにおいて、次の掲げる事項が規定されていること。

ア・リスクアセスメント指針等に基づくリスクアセスメントの結果に基づくその他事業場における化学物質または粉じんによる労働者の健康障害を予防するため必要な措置の実施方法に関すること。

イ・リスクアセスメントの結果に基づくその他事業場における化学物質または粉じんによる労働者の健康障害を予防するため必要な措置の実施に関することを化学物質管理専門家に管理させること。

ウ・安衛則第577条の2第1項(最小限度)・第2項(濃度基準値以下)の措置その他法第57条の3第2項(リスク低減措置の努力義務)の措置の内容およびその実施に関すること。

エ・安衛則第577条の2第3項から第9項までに定める健康診断の実施等に関すること。

オ・安衛則第577条の2第10項に基づく労働者から意見聴取に関すること。

カ・安衛則第577条の2第11項の規定による記録の作成および保存ならびに周知に関すること。

専属の化学物質管理専門家のリスクアセスメントの結果に基づく措置等

- キ・ 安衛則第577条の2第1項の措置に関して衛生委員会での付議に関する事。
 - ク・ 安衛則第577条の3(リスクアセスメント対象物以外の最小限度)に規定する措置の実施に関する事。
 - ケ・ 安衛則第594条の2に規定する皮膚等障害化学物質等を使用する際の保護具の使用等に関する事。
 - コ・ 安衛則第596条および第597条に規定する保護具の数の確保および保持等に関する事。
 - サ・ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事。
 - シ・ 安衛則第97条の2各項に規定するところにより、がんに罹患した労働者について、都道府県労働局長への必要な事項の報告に関する事。
 - ス・ アからシに定める事項の管理を実施するにあたっての労働者に対する必要な教育に関する事。
 - セ・ アからシに定める事項の管理の結果の記録を作成し、3年間保存する事。
- ② ①セの記録の確認および実地調査により、過去3年間について①に掲げる事項が適切に実施されていることを確認する事。

非専属の化学物質管理専門家による評価

①客観性を担保する観点から、認定を申請する事業場に属さない化学物質管理専門家から、安衛則第34条の2の8第1項第3号・第4号に掲げるリスクアセスメントの結果やその結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置の内容に対する評価を受けた結果、事業場における化学物質による健康障害防止措置が適切に講じられているとする評価書(または意見書)の提出がなされていること。

②評価書には、(3)リスクアセスメント実施に係る管理、(4)リスクアセスメントの結果に基づく措置等、(5)過去3年間の労働災害発生状況、(6)過去3年間の作業環境測定結果、(7)過去3年間の健康診断結果で定める事項の評価が記載され、全ての項目について適切であると評価されている必要があること。

③評価書の記載の確認に加え、実地調査を行い、(3)～(7)までの示す事項が適切に実施されているか確認すること。

④リスクアセスメント指針等においては、事業場における化学物質等による危険性または有害性を特定したうえでリスクを見積り、リスク低減措置を実施する趣旨であるから、事業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく必要な措置は、事業場内で作業する関係請負人にもひきえ(役に立つこと)するものである。

この趣旨から、(5)および(7)において、関係請負人において、規制対象物による労働災害が発生し、または特殊健康診断の有所見者がいる場合、そのような状態であってもなお、申請事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置が適切に行われている旨を事業場外の化学物質管理専門家が評価している場合、その理由を慎重に確認し、事業場において、リスクアセスメント結果に基づく必要な措置が適切に講じられていると認められられるか判断する必要があること。

特化則第2条の3(適用除外)

8 前三項の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間の当該事業場の作業場所に係る作業環境が第三十六条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。

特化則第2条の3第5項(更新)、第6項(該当しなくなった報告)、第7項(取消)の適用については、過去3年の期間、申請に係る物質に係る作業環境測定の結果に基づく評価が第一管理区分に相当する水準を維持していることを何らかの手段で評価し、その評価結果について、**事業場に属さない化学物質管理専門家の評価**を受ける必要があること。

なお、第一管理区分に相当する水準を維持していることを評価する方法には、個人ばく露測定の結果による評価、作業環境測定の結果による評価または数理モデルによる評価が含まれること。これらの方法については、**「別途示す」**ところに留意する必要があること。

「別途示す」とされた事業場に属さない化学物質管理専門家による評価の方法

①客観性を担保する観点から、認定を申請する事業場に属さない化学物質管理専門家から、安衛則第34条の2の8第1項第3号・第4号に掲げるリスクアセスメントの結果やその結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置の内容に対する評価を受けた結果、事業場における化学物質による健康障害防止措置が適切に講じられているとする評価書(または意見書)の提出がなされていること。

②評価書には、(3)リスクアセスメント実施に係る管理、(4)リスクアセスメントの結果に基づく措置等、(5)過去3年間の労働災害発生状況、(6)過去3年間の作業環境測定結果、(7)過去3年間の健康診断結果で定める事項の評価が記載され、全ての項目について適切であると評価されている必要があること。

③評価書の記載の確認に加え、実地調査を行い、(3)～(7)までの示す事項が適切に実施されているか確認すること。

④リスクアセスメント指針等においては、事業場における化学物質等による危険性または有害性を特定したうえでリスクを見積り、リスク低減措置を実施する趣旨であるから、事業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく必要な措置は、事業場内で作業する関係請負人にもひきえ(役に立つこと)するものである。

この趣旨から、(5)および(7)において、関係請負人において、規制対象物による労働災害が発生し、または特殊健康診断の有所見者がいる場合、そのような状態であってもなお、申請事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置が適切に行われている旨を事業場外の化学物質管理専門家が評価している場合、その理由を慎重に確認し、事業場において、リスクアセスメント結果に基づく必要な措置が適切に講じられていると認められるか判断する必要があること。

作業環境管理専門家(令和6年4月1日施行)

(通達:令4.5.31基発0531第9号、最終改正令5.10.17基発1017第2号)

【要件】

- ①**化学物質管理専門家**の要件に該当する者
- ②**労働衛生コンサルタント**（**労働衛生工学**であるものに合格した者に限る。）または**労働安全コンサルタント**(**化学**であるものに合格した者に限る)であって、**3年以上**の化学物質または粉じんの管理に従事した**経験**を有する者
- ③**6年以上、衛生工学衛生管理者**の業務に従事した**経験**を有する者
- ④**衛生管理士**(労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)合格者に限る)に選任された者で、**その後3年以上**労働災害団体法第11条第1項の業務または化学物質に関する業務を行った**経験**を有する者
- ⑤**6年以上、作業環境測定士**としてその業務に従事した**経験**を有する者
- ⑥**4年以上、作業環境測定士**としてその業務に従事した**経験**を有する者であって、公益財団法人日本作業環境測定協会が実施する研修または講習のうち同協会が化学物質管理専門家の業務実施にあたり、受講することが適当と定めたものをすべて**修了**した者
- ⑦**オキユペイショナルハイジニスト**資格またはそれと同等の外国の資格を有する者

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化(特化則、有機則、鉛則、粉じん則)

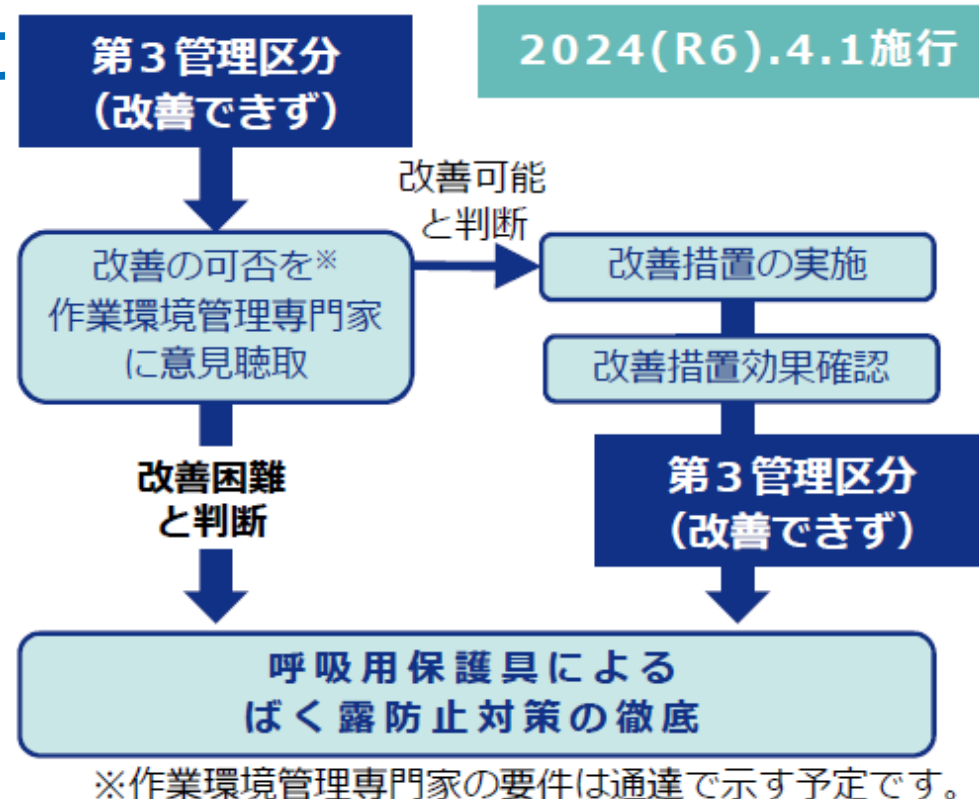
(公布:2022.5.31、施行:2024.4.1)

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。



(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、**個人サンプリング測定**等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② **1年以内ごとに1回**、定期的に、呼吸用保護具が適切に**装着**されていることを確認すること。

(4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること

特化則第36条の3の2

事業者は、前条第二項の規定(第三管理区分の措置の評価)による評価の結果、第三管理区分に区分された場所（同条第一項に規定する措置を講じていないこと又は当該措置を講じた後同条第二項の評価を行っていないことにより、第一管理区分又は第二管理区分となっていないものを含み、第五項各号の措置(呼吸用保護具)を講じているものを除く。）については、遅滞なく、次に掲げる事項について、事業場における作業環境の管理について必要な能力を有すると認められる者（当該事業場に属さない者に限る。以下この条において「**作業環境管理専門家**」という。）の意見を聴かなければならない。

一 当該場所について、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講ずることにより第一管理区分又は第二管理区分とすることの**可否**

二 当該場所について、前号において第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能な場合における作業環境を**改善**するために必要な**措置**の内容

特化則第36条の3の2

2 事業者は、前項の第三管理区分に区分された場所について、同項第一号の規定により作業環境管理専門家が第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能と判断した場合は、直ちに、当該場所について、同項第二号の事項を踏まえ、第一管理区分又は第二管理区分とするために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定化学物質の濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（「**個人サンプリング測定等**」）により、特定化学物質の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、当該呼吸用保護具が**適切に装着**されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その**結果を記録し、これを三年間保存**すること。

三 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから**保護具着用管理責任者**を選任し、次の事項を行わせること。

イ 前二号(**適切な装着と記録**)及び次項第一号(**有効な保護具の選択**)、第二号(**フィットテスト**)、第三号(**請負人への周知**)掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理すること。

ロ 特定化学物質作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な**指導**を行うこと。

ハ 第一号(有効な保護具)及び次項第二号(フィットテスト)の呼吸用保護具を常時**有効かつ清潔に保持すること**。

四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前条第三項各号(掲示、書面、記録媒体・機器)に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させること

特化則第36条の3の2

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 六月以内ごとに一回、定期的に、個人サンプリング測定等により特定化学物質の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させること。

二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、**一年以内ごとに一回、定期的に**、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを前項第二号に定める方法により**確認**し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 当該場所において作業の一部を**請負人**に請け負わせる場合にあつては、当該請負人に対し、第一号の呼吸用保護具を使用する必要がある旨を**周知**させること。

6 事業者は、第四項第一号の規定(**個人サンプリング測定等**)による測定（同号ただし書の測定を含む。）又は前項第一号の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 測定日時、 二 測定方法、 三 測定箇所、 四 測定条件、 五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用したときは、当該呼吸用保護具の概要

7 第三十六条第三項(30年間保存の物質)の規定は、前項の測定の記録について準用する。

8 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係る前条第二項の規定による評価及び第三項の規定による評価を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 評価日時、 二 評価箇所、 三 評価結果、 四 評価を実施した者の氏名

9 第三十六条の二第三項の規定(30年間保存の物質)は、前項の評価の記録について準用する。

厚生労働大臣が定めるところによる個人サンプリング測定等 (「第三管理区分告示」(令和4.11.30厚生労働省告示第341号、通達基発1130第1号、最終改正令和5.4.17厚生労働省告示第174号、通達基発0417第4号))

(1) 第1項関係

ア 本項において規定される測定は、呼吸用保護具の選定のための要求防護係数を算出するための測定であるところ、測定基準第10条第5項各号に定める測定の方法（以下「個人サンプリング法」という。）が、労働者個人のばく露する濃度を適切に測定することができる方法であることを踏まえ、個人サンプリング法を実施することができない物質を除き、個人サンプリング法による測定を義務付ける趣旨であること。同様の趣旨により、個人サンプリング法を実施できる物質については、第2項で規定する測定（以下「個人ばく露測定」という。）を認める趣旨であること。

イ 本項で定める測定は、測定基準に定める測定方法であることから、有機則第28条第2項、鉛則第52条第1項、特化則第36条第1項、粉じん則第26条第1項に基づく作業環境測定と兼ねることができること。一方、個人ばく露測定は、測定基準で規定する測定方法ではないため、屋内作業場等に対して行う作業環境測定と兼ねることはできず、別途、測定基準に定める方法で作業環境測定を実施する必要があること。

「第三管理区分告示」(令和4.11.30厚生労働省告示第341号、通達基発1130第1号)

(2) 第2項関係

ア 本項第1号の「労働者の呼吸する空気中の有機溶剤等の濃度を測定するために最も適切な部位」とは、労働者の呼吸域（当該労働者が使用する呼吸用保護具の外側であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とした、半径30センチメートルの、顔の前方に広がった半球の内側をいう。以下同じ。）をいうものであること。ただし、呼吸用保護具を使用することにより労働者の呼吸域に試料採取機器の吸気口を装着できない場合等は、労働者の呼吸域にできるだけ近い位置とすること。

イ 本項第2号の「労働者にばく露される有機溶剤等の量がほぼ均一であると見込まれる作業」（以下「均等ばく露作業」という。）には、作業方法が同一であり、作業場所等の違いが有機溶剤等の濃度に大きな影響を与えないことが見込まれる作業が含まれること。

ウ 本項第2号の「適切な数（2以上に限る。）の労働者」とは、原則として均等ばく露作業に従事する全ての労働者であるが、作業内容等の調査結果を踏まえ、均等ばく露作業におけるばく露状況の代表性を確保できる方法により抽出した2人以上の労働者を含める趣旨であること。

「第三管理区分告示」(令和4.11.30厚生労働省告示第341号、通達基発1130第1号)

工 本項第3号の「第1号の作業に従事する全時間」には、本項第1号の作業の準備作業、当該作業の間に行われる作業、当該作業後の片付け等の関連作業の時間が一連の作業時間として含まれること。ただし、本項第1号の作業と関連しない作業の時間は含まれないこと。なお、有機溶剤等の濃度の測定を断続的に行ったために複数の測定値がある場合は、測定時間に対する時間加重平均により、本項第1号の作業に従事した全時間の有機溶剤等の濃度を評価すること。

オ 本告示第10条第2項第4号イの「分粒装置」（試料空気中の粉じんの分粒のため、試料採取機器に接続する装置をいう。）は、レスピラブル（吸入性）粉じん（分粒特性が4マイクロメートル50%カットである粉じん）を適切に分粒できることが製造者又は輸入者により明らかにされているものであること。

（3）第3項関係

ア 本項に規定する測定は、測定精度の確保の観点から、測定の定量下限値が管理濃度の10分の1以下となるものである必要があること。

イ 測定の精度を担保するため、測定方法の決定並びに試料採取方法及び試料採取機器の選定については、第一種作業環境測定士等十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。

通達:最終改正令和5.4.17、厚生労働省告示第174号

1 測定基準関係

(1) 粉じん濃度測定関係 (第2条関係)

ア 測定基準第2条第4項中の「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」の趣旨は、遊離けい酸含有率が極めて高いために管理濃度が極めて低くなり、各作業環境測定機関等で保有する天秤等の測定精度等によっては、管理濃度の10分の1の濃度を測定できない場合が想定されるためであること。このため、「遊離けい酸の含有率が極めて高いもの」については、各作業環境測定機関等において、当該機関等を使用する天秤等の測定精度等を踏まえて、判断する必要があること。

イ 測定基準第2条第1項第4号ロに定める相対濃度指示方法については、個人サンプリング法においても適用されるが、その測定時間については、同条第4項で読み替えて準用される測定基準第10条第5項第3号に定めるところによること。

(2) 特定化学物質濃度測定関係 (第10条関係)

本改正で個人サンプリング法の対象として追加された15物質のうち、3物質（オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ）は管理濃度が定められていないため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条の2に基づく作業環境測定の結果の評価等を行う必要はないものの、発がん性等の観点から特別管理物質として指定されているものであることから、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に基づく特別の管理が必要であること。

2 第三管理区分告示関係

第三管理区分告示の改正は、測定基準の改正により追加された個人サンプリング法の対象物質等のうち、管理濃度が定められている特定化学物質（12物質）等を第三管理区分告示における個人サンプリング法の対象物質等に追加する趣旨であること。なお、管理濃度が定められていない3物質（オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ）については、1（2）のとおり測定結果の評価を行う必要がないことから、第三管理区分告示の対象物質とならないため、除外している趣旨であること。

化学物質の濃度測定一覧

対象物質	同左, 小分類	選択できる測定と呼称	8時間 平均化	サンプル 数*
特別則対象	多数(95 物質)	A, B 測定	—	5+
	一部対象	C, D 測定	—	5+
	溶接ヒューム	個人ばく露測定 (国, 平均化無)	—	2+
	第3管理区 分の場合	C, D 測定	—	5+
		個人ばく露測定 (国, 平均化無)	—	2+
		A, B 測定	—	5+
リスクアセス メント対象	濃度基準値あり	確認測定 (個人ばく露測定 (国, 平均化有))	○	2+ 等
		他の測定 (個人ばく露測定 (一般) 等)	○	任意
		個人ばく露測定 (一般) / 他	○	任意
	濃度基準値なし	個人ばく露測定 (一般) / 他	○	任意
全物質	—	個人ばく露測定 (一般)	○	任意



お疲れ様でした！

本日の講習が皆様の業務の一助になれば幸いです。